



三重県公報

令和5年12月1日 (金)

第 470 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
748	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
749	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	3
750	外国人住民国籍・地域別人口調査の実施	(ダイバーシティ社会推進課)	3
751	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの業務の廃止の届出	(農産物安全・流通課)	4
752	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	4
753	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(水産資源管理課)	9
754	三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示	(都市政策課)	10
労 働 委 告 示			
2	労働組合法第2条第1号に規定する者を新たに認定した旨及び労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部を改正する告示	(労働委員会)	13
公 告			
	ふぐ処理者試験の実施	(食品安全課)	14
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	14
	皆伐面積の限度の公表	(治山林道課)	14
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	15
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	16
	同件	(同)	16
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	16

告 示

三重県告示第 748 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 5 年 12 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
井上内科病院	津市久居井戸山町 759 番地	平沼 修	呼吸器機能障害
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地	菊山 梨紗	音声言語機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5 番 25 号	坂口 慎太郎	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害
紀南病院	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4750 番地	間瀬 陽子	視覚障害
いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 749 番地 37	三吉 彩子	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5 番 25 号	増田 考祐	呼吸器機能障害
北勢ケアクリニック	三重郡菟野町大字千草 6460 番地 27	浅野 貴光	肢体不自由 呼吸器機能障害
三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771 番地	森 裕介	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	加島 悠然	視覚障害
市立四日市病院	四日市市芝田 2 丁目 2 番地 37	寺本 仁	ぼうこう・直腸機能障害
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下 305 番地	平山 将司	(指定済) 肢体不自由 (追加指定) 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害
市立四日市病院	四日市市芝田 2 丁目 2 番地 37	牛嶋 克実	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 免疫機能障害
みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458 番地 1	加藤 拓也	肢体不自由
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	松下 航平	肢体不自由 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
三重中央医療センター	津市久居明神町 2158 番地 5	前田 聡	視覚障害
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番 2	豊嶋 弘一	(指定済)

			呼吸器機能障害 免疫機能障害 (追加指定) 音声言語機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2	岩本 圭右	呼吸器機能障害
伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2	仁儀 明納	呼吸器機能障害
伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2	井谷 英敏	呼吸器機能障害
三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257番地	森 将之	心臓機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174番地	川本 英嗣	肢体不自由 呼吸器機能障害
三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257番地	丸井 伸行	心臓機能障害
なかむらクリニック	伊勢市一之木4丁目1番41号	中村 伸太郎	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
おきがみクリニック	四日市市西富田町168番地1	沖上 正人	(指定済) 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 (追加指定) 心臓機能障害 呼吸器機能障害 肝臓機能障害
ウエルネス医療クリニック	桑名市新西方3丁目218番地	磯部 真一郎	肢体不自由
伊勢田中病院	伊勢市大世古4丁目6番47号	下野 一子	(指定済) 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 (追加指定) 肝臓機能障害

三重県告示第749号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和5年12月1日

三重県知事 一見勝之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘1番地	竹内 秀和
くわやま整形外科リハビリクリニック	伊勢市西豊浜町108番地	栗山 雅貴
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174番地	杉本 匡史

三重県告示第750号

外国人住民国籍・地域別人口調査を次のとおり実施します。

令和5年12月1日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査の目的
三重県内の外国人住民数の状況を把握し、国際化推進施策及び多文化共生推進施策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査の基準となる期日
令和5年12月31日
- 3 調査対象者
令和5年12月31日現在で各市町の住民基本台帳に登録されている外国人住民
- 4 調査の報告者
県内全市町の各担当課
- 5 調査の方法
調査票を電子メールにて配付し、電子メールで回答
- 6 調査の主な内容
国籍・地域別人口

三重県告示第751号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の廃止の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和5年12月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成22年8月5日 第52号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社 三重トラクター	代表取締役 佐脇 三夫	三重県津市一身田上津部田 47 番地 1

- 3 休止又は廃止の別
廃止
- 4 廃止年月日
令和5年11月30日
- 5 廃止しようとする業務
登録検査機関の業務

三重県告示第752号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を桑名市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年12月1日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

- 1 通知することができない者の氏名
城田 喜代藏
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 17
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

毛利 熊次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 25

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

城田 忠八

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 27

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

水谷 利吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 30

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

水谷 淳子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 30

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

神山 淳子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 31

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 7

1 通知することができない者の氏名

水谷 秀太郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 35

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 8

- 1 通知することができない者の氏名
水谷 良一
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 39
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 9

- 1 通知することができない者の氏名
阿部 香代子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 39
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 10

- 1 通知することができない者の氏名
城田 善松
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 40
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 11

- 1 通知することができない者の氏名
加藤 恵子

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 7
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 12

1 通知することができない者の氏名

加藤 久蔵

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 38
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 13

1 通知することができない者の氏名

三枝 政次郎

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 40
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 14

1 通知することができない者の氏名

加藤 忠五郎

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 47

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 15

- 1 通知することができない者の氏名
水谷 容子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 112
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 16

- 1 通知することができない者の氏名
水谷 忠司
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 113
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 753 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 5 年三重県告示第 227 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 5 年 12 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前																				
第 1 するめいか (略) 第 2 くろまぐろ (小型魚) 1 都道府県別漁獲可能量 47.5 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業</td> <td style="text-align: center;">17.7 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業</td> <td style="text-align: center;">10.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業</td> <td style="text-align: center;">4.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業</td> <td style="text-align: center;">13.1 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	17.7 トン	三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業	10.5 トン	三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン	三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業	13.1 トン	第 1 するめいか (略) 第 2 くろまぐろ (小型魚) 1 都道府県別漁獲可能量 47.5 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業</td> <td style="text-align: center;">12.7 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業</td> <td style="text-align: center;">10.5 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業</td> <td style="text-align: center;">5.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業</td> <td style="text-align: center;">8.1 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	12.7 トン	三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業	10.5 トン	三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業	5.0 トン	三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業	8.1 トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	17.7 トン																				
三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業	10.5 トン																				
三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業	4.0 トン																				
三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業	13.1 トン																				
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	12.7 トン																				
三重県くろまぐろ (小型魚) 中型まき網漁業	10.5 トン																				
三重県くろまぐろ (小型魚) 養殖用種苗採捕漁業	5.0 トン																				
三重県くろまぐろ (小型魚) その他漁業	8.1 トン																				
第 3 くろまぐろ (大型魚) 1 都道府県別漁獲可能量 33.3 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業</td> <td style="text-align: center;">12.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (大型魚) その他漁業</td> <td style="text-align: center;">18.3 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業	12.0 トン	三重県くろまぐろ (大型魚) その他漁業	18.3 トン	第 3 くろまぐろ (大型魚) 1 都道府県別漁獲可能量 33.3 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業</td> <td style="text-align: center;">10.0 トン</td> </tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ (大型魚) その他漁業</td> <td style="text-align: center;">18.3 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業	10.0 トン	三重県くろまぐろ (大型魚) その他漁業	18.3 トン								
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業	12.0 トン																				
三重県くろまぐろ (大型魚) その他漁業	18.3 トン																				
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業	10.0 トン																				
三重県くろまぐろ (大型魚) その他漁業	18.3 トン																				

三重県告示第 754 号

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 12 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定 (昭和 57 年三重県告示第 313 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
三重県屋外広告物条例 (昭和 41 年三重県条例第 45 号。以下「条例」という。) 第 3 条から第 5 条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。 1 (略) 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の知事が指定する区間 (道路、鉄道等の禁止区間) (1) 道路 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">禁止区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>一般国道1</td> <td>亀山市関町新所地内の一般国道 1 号</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	禁止区間	(略)	(略)	一般国道1	亀山市関町新所地内の一般国道 1 号	三重県屋外広告物条例 (昭和 41 年三重県条例第 45 号。以下「条例」という。) 第 3 条から第 5 条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。 1 (略) 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の知事が指定する区間 (道路、鉄道等の禁止区間) (1) 道路 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">禁止区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>一般国道1</td> <td>亀山市関町新所地内の国道 1 号の分</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	禁止区間	(略)	(略)	一般国道1	亀山市関町新所地内の国道 1 号の分
路線名	禁止区間												
(略)	(略)												
一般国道1	亀山市関町新所地内の一般国道 1 号												
路線名	禁止区間												
(略)	(略)												
一般国道1	亀山市関町新所地内の国道 1 号の分												

25号	の分岐点から同市加太市場地内の中出橋まで 2～4 (略)
一般国道	1～6 (略)
42号	7 大紀町大内山本駒地内の町道駒柏崎線との交差点から同町柏崎地内の町道沖田線終点(坂津橋側)との分岐点まで 8～13 (略)
(略)	(略)
一般国道	1 和歌山県境(七色ダム)から熊野市五郷町地内の一般国道309号との分岐点まで 2 (略)
169号	一般国道
260号	1～3 (略)
4	志摩市浜島町(南張海岸側)と南伊勢町との境界から南伊勢町五ヶ所浦地内の南勢小学校西入口前まで 5～12 (略)
(略)	(略)
一般国道	いなべ市大安町石樽南地内の一般国道
421号	306号の交差点より石樽峠の方向へ1,700メートルの地点から石樽峠の滋賀県境まで (略)
(略)	(略)
県道	川越町大字豊田字古川地内の一般国道
四日市朝	1号との交差点から朝日町大字柿地内の町道朝日中央線との交差点まで
日線(都	市計画道
市計画道	路朝日中
路朝日中	央線)
央線)	(略)
(略)	(略)
都市計画	1 県道三行庄野線のうち汲川原橋南詰
道路	交差点から汲川原町交差点まで
鈴鹿中央	2 県道神戸長沢線のうち汲川原町交
線(鈴鹿	点から鈴峰中学校西方交差点まで
市)	(略)
(略)	(略)
県道	伊賀市伊勢路地内の一般国道165号と
青山高原	の分岐点から津市榑原町地内の市道南長
公園線	野本線との分岐点まで (略)
(略)	(略)
県道	伊勢市中島一丁目803番地1から同市
伊勢松阪	御園町高向字下蓼原1650番3まで
線(都市	計画道路
計画道路	秋葉山高

25号	岐点から同市加太市場地内の中出橋ま で 2～4 (略)
一般国道	1～6 (略)
42号	7 大紀町大内山本駒地内の町道駒柏崎線との交差点から大紀町柏崎地内の町道沖田線終点(坂津橋側)との分岐点まで 8～13 (略)
(略)	(略)
一般国道	1 和歌山県境(七色峡ダム)から熊野市五郷町地内の一般国道309号との分岐点まで 2 (略)
169号	一般国道
260号	1～3 (略)
4	志摩市浜島町(南張海岸側)と南伊勢町との境界から南伊勢町五ヶ所浦地内の五ヶ所小学校西入口前まで 5～12 (略)
(略)	(略)
一般国道	いなべ市大安町石樽南地内の国道306
421号	号の交差点より石樽峠の方向へ1,700メ ートルの地点から石樽峠の滋賀県境まで (略)
(略)	(略)
県道	川越町大字豊田字芳川地内の国道1号
四日市朝	との交差点から朝日町大字柿地内の町道
日線(都	朝日中央線との交差点まで
市計画道	市計画道
路朝日中	路朝日中
央線)	央線)
(略)	(略)
都市計画	1 市道庄野汲川原線のうち汲川原橋南
道路	詰交差点から汲川原町交差点まで
鈴鹿中央	2 県道辺法寺加佐登停車場線のうち汲
線(鈴鹿	川原町交差点から津賀町西交差点まで
市)	3 市道津賀三畑線のうち津賀町西交
(略)	点から三畑町中交差点まで
(略)	4 県道神戸長沢線のうち三畑町中交
(略)	点から鈴峰中学校西方交差点まで (略)
(略)	(略)
県道	伊賀市伊勢路地内の国道165号との分
青山高原	岐点から津市榑原町地内の市道南長野本
公園線	線との分岐点まで (略)
(略)	(略)
県道	伊勢市中島1丁目803番地1から伊勢
伊勢松阪	市御園町高向字下蓼原1650番3まで
線(都市	計画道路
計画道路	秋葉山高

向線)	
(略)	(略)
県道	1 (略)
伊勢南勢線	2 伊勢市宇治今在家町地内の一般国道23号との分岐点から南伊勢町五ヶ所浦地内の県道横輪南勢線との分岐点まで
(略)	(略)
市道	(略)
三軒家島	
ヶ原線	
(伊賀市)	
(略)	(略)

向線)	
(略)	(略)
県道	1 (略)
伊勢南勢線	2 伊勢市宇治今在家町地内の一般国道23号との分岐点から南伊勢町五ヶ所浦地内の県道横輪南勢線との分岐点まで
(略)	(略)
市道	(略)
三軒家島	
ヶ原線	
(伊賀市)	
(略)	(略)

(2) 鉄道

鉄道名	禁止区間
J R 関西本線	1・2 (略) 3 亀山市加太北在家地内の一般国道 25号との交差点から島ヶ原駅より伊賀上野駅の方へ 300 メートルの地点まで (伊賀市地内の一般国道 25 号から 100 メートル以内の部分を除く。)
	4 (略)
J R 紀勢本線	1~3 (略) 4 大台町佐原地内の県道大台宮川線との交差点から大紀町阿曾地内の一般国道 42 号との交差点まで
(略)	5~15 (略)
伊賀鉄道	1 (略)
伊賀線	2 市部駅より猪田道駅の方へ 100 メートルの地点から伊賀市四十九町地内の市道守田四十九町線との交差点まで
	3 (略)

(2) 鉄道

鉄道名	禁止区間
J R 関西本線	1・2 (略) 3 亀山市加太北在家地内の一般国道 25号との交差点から島ヶ原駅より伊賀上野駅の方へ 300 メートルの地点まで (伊賀市地内の国道 25 号から 100 メートル以内の部分を除く。)
	4 (略)
J R 紀勢本線	1~3 (略) 4 大台町佐原地内の県道大台宮川線との交差点から大紀町阿曾地内の国道 42 号との交差点まで
(略)	5~15 (略)
伊賀鉄道	1 (略)
伊賀線	2 市部駅より猪田道駅の方へ 100 メートルの地点から伊賀市四十九町地内の市道守田四十九町線との交差点まで
	3 (略)

3 条例第 3 条第 1 項第 6 号の知事が指定する区域 (道路、鉄道等に接続する地域の禁止区域)

(1) 道路

ア 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに次の表に掲げる道路の区間 (松阪市内を除く。)の両側 500 メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

路線名	区間
(略)	(略)
県道 青山高原公園線	伊賀市伊勢路地内の一般国道 165 号との分岐点から津市榑原町地内の市道南長野本線との分岐点まで
(略)	(略)

イ・ウ (略)

(2) (略)

4~7 (略)

3 条例第 3 条第 1 項第 6 号の知事が指定する区域 (道路、鉄道等に接続する地域の禁止区域)

(1) 道路

ア 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに次の表に掲げる道路の区間 (松阪市内を除く。)の両側 500 メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

路線名	区間
(略)	(略)
県道 青山高原公園線	伊賀市伊勢路地内の国道 165 号との分岐点から津市榑原町地内の市道南長野本線との分岐点まで
(略)	(略)

イ・ウ (略)

(2) (略)

4~7 (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

労働委告示

三重県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、1に掲げる者を労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者として、令和5年11月21日認定しました。

なお、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（昭和42年三重県地方労働委員会告示第1号）を2のように改正し、公表の日から施行します。

令和5年12月1日

三重県労働委員会会長 板垣謙太郎

1 労働組合法第2条第1号に規定する者として新たに認定した者

企業名 三重県企業庁
組合名 三重県企業庁労働組合

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本庁	経営改革・危機管理監、班長（経営改革の総括に関する事務を担当の者）、係長（経営改革の総括に関する事務を担当の者）、主幹（経営改革に関する事務を担当の者）、主査（経営改革に関する事務を担当の者）、主任（経営改革に関する事務を担当の者）、主事及び技師（経営改革に関する事務を担当の者）

2 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の改正

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前													
<p>1 三重県企業庁の職員が結成し、又は加入する三重県企業庁労働組合について、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者</p> <p>三重県企業庁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所</th> <th>労働組合法第2条第1号に規定する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>副庁長、次長、担当次長、参事、工事検査総括監、課長、担当課長、副課長、<u>経営改革・危機管理監</u>、副参事、検査監、班長（人事、給与、<u>経営改革</u>、予算、経理、財務及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、係長（人事、給与、<u>経営改革</u>、予算、経理、財務及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、主幹（人事、給与、<u>経営改革</u>及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主査（人事、給与、<u>経営改革</u>及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主任（人事、給与、<u>経営改革</u>及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主事及び技師（人事、給与、<u>経営改革</u>及び法務に関する事務を担当の者に限る。）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者	本庁	副庁長、次長、担当次長、参事、工事検査総括監、課長、担当課長、副課長、 <u>経営改革・危機管理監</u> 、副参事、検査監、班長（人事、給与、 <u>経営改革</u> 、予算、経理、財務及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、係長（人事、給与、 <u>経営改革</u> 、予算、経理、財務及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、主幹（人事、給与、 <u>経営改革</u> 及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主査（人事、給与、 <u>経営改革</u> 及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主任（人事、給与、 <u>経営改革</u> 及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主事及び技師（人事、給与、 <u>経営改革</u> 及び法務に関する事務を担当の者に限る。）	(略)	(略)	<p>1 三重県企業庁の職員が結成し、又は加入する三重県企業庁労働組合について、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者</p> <p>三重県企業庁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所</th> <th>労働組合法第2条第1号に規定する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>副庁長、次長、担当次長、参事、工事検査総括監、課長、担当課長、副課長、<u>施設防災危機管理監</u>、<u>機電管理監</u>、<u>RDF対策監</u>、副参事、検査監、班長（人事、給与、<u>予算</u>、<u>経理</u>、<u>財務</u>及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、係長（人事、給与、<u>予算</u>、<u>経理</u>、<u>財務</u>及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、主幹（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主査（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主任（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主事及び技師（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者	本庁	副庁長、次長、担当次長、参事、工事検査総括監、課長、担当課長、副課長、 <u>施設防災危機管理監</u> 、 <u>機電管理監</u> 、 <u>RDF対策監</u> 、副参事、検査監、班長（人事、給与、 <u>予算</u> 、 <u>経理</u> 、 <u>財務</u> 及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、係長（人事、給与、 <u>予算</u> 、 <u>経理</u> 、 <u>財務</u> 及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、主幹（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主査（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主任（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主事及び技師（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）	(略)	(略)
勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者														
本庁	副庁長、次長、担当次長、参事、工事検査総括監、課長、担当課長、副課長、 <u>経営改革・危機管理監</u> 、副参事、検査監、班長（人事、給与、 <u>経営改革</u> 、予算、経理、財務及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、係長（人事、給与、 <u>経営改革</u> 、予算、経理、財務及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、主幹（人事、給与、 <u>経営改革</u> 及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主査（人事、給与、 <u>経営改革</u> 及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主任（人事、給与、 <u>経営改革</u> 及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主事及び技師（人事、給与、 <u>経営改革</u> 及び法務に関する事務を担当の者に限る。）														
(略)	(略)														
勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者														
本庁	副庁長、次長、担当次長、参事、工事検査総括監、課長、担当課長、副課長、 <u>施設防災危機管理監</u> 、 <u>機電管理監</u> 、 <u>RDF対策監</u> 、副参事、検査監、班長（人事、給与、 <u>予算</u> 、 <u>経理</u> 、 <u>財務</u> 及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、係長（人事、給与、 <u>予算</u> 、 <u>経理</u> 、 <u>財務</u> 及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、主幹（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主査（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主任（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主事及び技師（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）														
(略)	(略)														

公 告

三重県食品衛生法施行条例（令和2年三重県条例第53号）第8条第1項第1号の規定によるふぐ処理者試験を次のとおり実施します。

令和5年12月1日

三重県知事 一見勝之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
ア 1日目 令和6年1月30日（火）	ア 午後1時30分から 午後4時まで	ア 津市大谷町240 学校法人大川学園 三重調理専門学校
イ 2日目 令和6年1月31日（水）	イ 午前9時30分から 午後5時まで	イ 津市大谷町240 学校法人大川学園 三重調理専門学校

※ 試験の終了時刻は、受験者数により変更することがあります。

2 試験方法

1日目 学科試験及び実技試験（ふぐの種類鑑別）

2日目 実技試験（ふぐの処理及び臓器鑑別）

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和5年12月11日（月）から同月20日（水）まで

(2) 受付場所

県内各保健所

郵送による受付もいたします（令和5年12月20日当日消印有効）。

なお、土曜日及び日曜日の受付はいたしません。

4 受験申込書の請求先

県内各保健所

5 その他

この試験についての問い合わせは、受験申込書の請求先にしてください。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出江土地改良区（多気郡多気町下出江1432番地）の定款の変更を認可しました。

令和5年12月1日

三重県知事 一見勝之

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表します。

令和5年12月1日

三重県知事 一見勝之

指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の名称	保安林指定の目的	皆伐面積の限度 h a
員弁川	水源のかん養	168.72
	土砂の流出の防備	275.98
四日市地区	水源のかん養	3.28
	土砂の流出の防備	239.86
	土砂の崩壊の防備	0.06
鈴鹿川	水源のかん養	84.22
	土砂の流出の防備	281.14

北勢	公衆の保健	288.52
安濃川	水源のかん養	104.59
	土砂の流出の防備	27.84
雲出川	水源のかん養	279.49
	土砂の流出の防備	196.64
津地方	公衆の保健	57.92
櫛田川	水源のかん養	743.90
	土砂の流出の防備	267.40
宮川上流	水源のかん養	1,125.00
	土砂の流出の防備	169.41
松阪地方	公衆の保健	118.08
宮川下流	水源のかん養	558.06
	土砂の流出の防備	108.05
志摩地区	水源のかん養	66.82
	土砂の流出の防備	76.30
五ヶ所地区	水源のかん養	4.00
	土砂の流出の防備	24.06
吉津地区	水源のかん養	250.78
	土砂の流出の防備	93.40
	干害の防備	1.60
伊勢市二見町今一色ほか	風害の防備	0.54
鳥羽市浦村町字麻倉島ほか	風害の防備	0.18
志摩市志摩町片田字大里ほか	風害の防備	0.36
南勢志摩	公衆の保健	27.90
伊賀地区	水源のかん養	173.46
	土砂の流出の防備	256.14
伊賀	公衆の保健	92.46
尾鷲地区	水源のかん養	812.22
	土砂の流出の防備	378.26
紀北	公衆の保健	23.02
木本地区	水源のかん養	55.30
	土砂の流出の防備	21.76
熊野川	水源のかん養	197.52
	土砂の流出の防備	181.76
紀南	公衆の保健	1.14

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和5年12月1日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
基本測量（数値地図（土地条件）の作成）
- 2 作業期間
令和5年12月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
四日市市の一部、鈴鹿市の一部及び三重郡菟野町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 5 年 12 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 11 月 27 日から令和 6 年 2 月 29 日まで
- 3 作業地域
桑名市立田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 12 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 8 月 30 日から令和 6 年 1 月 31 日まで
- 3 作業地域
桑名市多度町美鹿

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 12 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 11 月 15 日	亀山市田村町字東條 431 ほか 11 筆	四日市市波木町 1097-10 株式会社グリーンピアチトセ 代表取締役 内山 陽子
令和 5 年 11 月 16 日	三重郡菰野町大字千草字向城 636-3	三重郡菰野町大字千草 638 山下 卓也
令和 5 年 11 月 16 日	三重郡菰野町大字川北字大保田 3196-2	四日市市西日野町 4982-1 カサエテルノ I-201 市川 晃大
令和 5 年 11 月 20 日	亀山市能褒野町字能褒野 73-8	亀山市東御幸町 60-2 株式会社石井不動産 代表取締役 石井 貢

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
